

## 令和7年度 第2回 野洲市男女共同参画審議会 議事録要旨

### ●日 時

令和7年11月19日（水）13:15～15:00

### ●場 所

野洲市人権センター 2階 じんけん交流研修室

### ●出席委員（委員区分毎・50音順）

1号委員 勝身 真理子委員、田中 ふじ江委員、藤池 弘委員、  
馬淵 眞壽美委員

2号委員 大平 新之助委員、岡田 茂次委員、新庄 寛子委員、  
鈴木 あつ子委員、砂田 美智子委員、辻 和典委員、  
堀江 さや美委員

3号委員 公募なし

計 11名

### ●欠席委員（委員区分毎・50音順）

1号委員

4号委員 加藤 庸子委員

計 1名

### ●野洲市男女共同参画推進本部

櫻本本部長、北脇副本部長、各部長、政策監

### ●事務局

澤本人権施策推進課長、辻村人権施策推進課係長、  
樂谷人権施策推進課係長、山本人権施策推進課主査

### ●傍聴者

1名

## 1. 開会

## 2. 男女共同参画審議会会長あいさつ

## 3. 男女共同参画推進本部長（市長）あいさつ

## 4. 議題

- (1) 第5次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』（素案）について  
—事務局より資料の説明—

資料

### ◇委員からの主な意見・質問

【委員】計画内には「努めます」や「含めます」といった表現が多く、具体的なことが記載されていません。一方で、計画は来年度からスタートしますが、予算的なものや、人権教育課と人権施策推進課が一緒になったために人員がかなり減らされている中で、人員配備は担保されているのですか。人権教育課と人権施策推進課が一緒になる前は、男女共同参画の専門の職員がいましたが、現在の人権施策推進課は当時より職員数も減っており、そのあたりを懸念しています。

⇒(部長)人権施策推進課の人員については、人権施策と男女共同参画のそれぞれに専属の係長がいま

す。推進体制はコンパクトになっていますが、しっかりとした推進がおこなえる体制をつくっています。全体的な市の職員のバランスを考えてのことになるので、人事についてはこれ以上申し上げることは難しいです。計画の予算については、男女・人権計画ともにしっかりと予算化をしています。計画の進行管理については、人権施策推進課が実施・調整することとなり、子ども、高齢、障がい、福祉等、多くの分野にまたがる計画となるが、これまでと同様に進めていきたいと考えています。

【委員】かなり重複して様々な仕事しているように感じるので、もっと充実したらいいと思いました。予算についても、他市と比較して、野洲市は十分に予算がつけられていない気がしました。その辺りがより充実するようにお願いします。

【委員】49ページのNo.46「ひとり親家庭の自立と生活の安定のための事業の拡大」について、私は60歳頃まで看護師をしており、そのときに、シングルマザーの方が2人、医療関係のライセンスを取って経済的に自立された事例がありました。1人は助産師、もう1人は医療事務になりました。助産師になられた方は、離婚された後に、生活困窮になりましたが、〇〇市の生活困窮相談窓口に行ったときに、窓口の女性から看護師になることを提案されたそうです。また、相談者は済生会病院内の看護師の養成学校の募集要項等を見せてもらい、窓口で詳しい内容について聞いたとのことでした。相談者は、お子さんが2人いるそうですが、一般的な男性よりも低い給料しかもらっておらず、また、なんとか家賃を支払えるアパートを転々とされていました。相談者は看護学校で3年間勉強されたのち、大阪にある助産師学校にも1年間通われたそうです。その後、国家試験に合格し、助産師免許を取得されました。助産師になってからは、済生会病院で勤務されているそうですが、給料が前職よりも全然違うとのことでした。仕事は大変だが、それに見合うだけの給料をもらえているとのこと、経済的な部分で助かっているそうです。

医療事務となられた方も男の子を1人養育されていたのですが、離婚されてからは、職を転々とするも、経済的に困っていたそうです。そのようなときに、医療事務の仕事を教えているところがあること知り、通うことになりました。医療事務の仕事に就いてからも勉強を重ねられ、県立の病院で医療事務をすることになったそうです。その方も、ライセンス取得以前と比べて、生活が大変楽になったとのことでした。

特に女性のひとり親家庭は、医療に限らず、パティシエや和菓子職人、美容師等、その人にあった仕事のライセンスを取得するための援助をすれば、助かる人は多いと思います。ライセンスがある・ないでは、経済的な部分で差が出てくるということが現実としてあります。必ずしもライセンスがある仕事が良いというわけではないですが、なるべくライセンス取得に向けた指導等があれば、助かる人がいるのではないかとということで、事例を紹介させていただきました。

⇒(事務局)子育て支援課のほうで相談があれば、就労支援の一環で、資格取得の支援をおこなっています。

【委員】この計画は、「野洲市DV防止基本計画」「野洲市女性活躍推進計画」「野洲市困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を含む計4計画の内容を網羅するものだと理解していましたが、基本目標や重点課題を区切って「女性活躍推進計画」等の個別計画を位置づけているように見えます。この位置づけについてどのようにお考えでしょうか。

⇒(事務局)基本は第4次計画を踏襲しながら、第4次計画の結果や市民意識調査を踏まえ、第5次計画を作っています。位置づけについては、2ページにあるように男女共同参画基本法を基に、野洲

市の課題をベースとして、計画を作成しています。

【委員】男女共同参画計画や女性活躍推進計画の最初から最後まで同じところが多いと思います。それは根底に流れる考え方や取り組む施策が同じになるからであると思いますが、あえて計画の一部である基本目標や重点課題のところだけを女性活躍推進計画等の計画として位置づけているのはどうしてでしょうか。これを特に気をつけたいということですか。また、前回計画も同様の形だったのででしょうか。

⇒(事務局) 第4次計画の踏襲となるのでそうなります。

【委員】30ページの基本理念について、これは計画の根底に流れる大事な考え方なので、市の職員、市民、企業の方が男女共同参画に取り組めるよう、基本理念に関する説明の記載があればいいと思います。

⇒(事務局) 説明文の記載について検討したいと思います。

【委員】位置づけについては市の考えがあると思いますが、施策や取組に関しては、例えば、基本目標Ⅱの女性活躍については重点課題Ⅰに記載のあるような意識の問題が根底にあり、今の男女格差が生まれていると思うので、そのあたりについてはまた考えを聞かせていただきたいと思います。

【委員長】計画の位置づけについては、男女共同参画や女性活躍等、重複する部分がありますが、施策でははっきりと方向性が見えたらいいということでしょうか。

【委員】全体が同じ計画でもいいのではということです。

【委員】34ページのNO. 8「学校・園(所)における男女平等教育の促進及び人権意識の醸成」について、人権擁護委員のほうで中学生の人権作文コンクールをおこなっており、それを読ませていただくとテーマを自分なりに深く受け止めて書いていると感じましたので、小さい頃から人権や男女平等に関することを学校教育、家庭教育の中で培っていくことは大事だと思います。こどもの頃から男女平等・人権教育を市全体で取り組んでいけば、住みよい社会ができていくと感じました。また、高齢になると、これまでの習慣や思い込みが中々改善されません。そのため、改めてになりますが、こどもの頃からの教育が大事であるとともに、こどもは大人の背中を見て育つので、自分ももっと勉強していく必要があると思いました。

【委員長】大人の背中を見てこどもは育っていますので、日頃からしっかりとした発言や行動を見せることが、重要だと思います。

【委員】41ページの成果指標の「女性の自治会長または副自治会長がいる自治会の割合」の目標値が20%となっていますが、令和7年1月1日現在の現状値が16.3%であるとともに、24ページにある令和6年の現状値が19.6%なので、もっと目標値を上げてもいいのではないのでしょうか。また、女性の自治会長と副自治会長の位置づけを一緒くたにしても良いのでしょうか。自治会長と副自治会長では役割が違います。この評価の仕方で行くと、自治会長は増えなくても副自治会長が増えた場合、それは男女共同参画につながったと解釈するのでしょうか。

⇒(事務局) 41 ページの現状値は令和 7 年 1 月 1 日のもの、24 ページの現状値は令和 6 年 1 月 1 日のものになり、自治会長の決め方が自治会によって違うので、年度によって女性の自治会長の割合にばらつきが出てきてしまいます。目標値をより高くすべきというご意見も重々承知しておりますが、20%の目標値自体は低いものではないと考えています。

【委員「市職員の管理職に占める女性の割合」について、この計画は令和 12 年度までなのに、目標値を「野洲市特定事業主行動計画」と合わせて令和 16 年度にするのはどうなのでしょう。最終的な令和 16 年度の目標値と整合性を図りつつ、本計画の実施時期に合わせて、令和 12 年度までの目標値を記載するべきではないでしょうか。毎年度、事業計画や事業実績を各課で作成すると思うのですが、これらは 5 年後の目標をベースにした積み重ねを記載しているので、令和 16 年度の目標値というのが合点がいきませんでした。

⇒(事務局)「野洲市特定事業主行動計画」については、毎年度の積み上げの数値がないので、関係課と精査させていただきたいと思います。

【委員】「野洲市特定事業主行動計画」については、5 年を目途に見直していくと書かれていますが、ホームページを見ると、数値だけが記載されており、具体的な取組については書かれていないので、男女共同参画行動計画の中で具体的な内容を記載して、両方の計画がスムーズに進捗するようにある程度の目標値はあったほうが良いと思います。両計画をリンクすることができれば、それぞれの計画がよりスムーズに進捗していくのではないかと思います。

⇒(事務局)特定事業主行動計画については、女性活躍推進法に基づき、市の組織全体で定めている計画です。目標値自体を令和 12 年度までに合わせて定めることは可能ですが、それぞれの計画の整合性を図るために令和 16 年度までにしています。令和 12 年度までに 50%とすることもありだと考えていますが、職員の年齢等の遍在を踏まえ、事務局で検討させていただきます。

【委員】学校給食の量を多くしたり少なくしたりすることができることについて、我々の年代は食卓に並べられたものを食べるという時代だったので、理解しにくいところがあります。給食の量の加減というのは、学校側が勧めているのでしょうか。近年は、こどもたちを自由にさせすぎではないでしょうか。

⇒(事務局)おっしゃられているのは、セレクト給食というデザートを選択できる給食方式のことだと考えております。給食自体は限られた予算の中で、こどもたちに必要な栄養等を取れるように、専門の職員が工夫して調理して、配送しています。残食する子どもが多いこともあるので、残食がないように楽しく食べてもらえるような給食を目指しています。セレクト給食以外にも、献立自体をこどもたちが発案して給食として出すなど、食の楽しさを伝える取組をしています。

【委員長】こどもによって食べられる量が違うので、そこは自由にしながら、様々な取組の中で、食べることを好きになってもらい、たくさん食べていただけるようにしていただいていると思います。

【委員】家庭においても、今はこどもに何を食べるのか聞きます。私がこどもの頃は、出されたものを食べるのが当たり前であったので、それはどうなのかと思います。

【委員】女性職員の管理職の目標を 50%としています。高すぎるのではないのでしょうか。適材適所で

管理職に向いている女性も多くいるとは思いますが、どうなのでしょう。

⇒(事務局)市の管理職については、女性の能力と適正に応じてなってもらいたいと思います。市の女性の職員数は全体の半分以上を超えているので、50%という目標値自体は難しいものではないと考えています。

【委員】調査結果やアンケート結果、統計データでは、若い女性の転出が顕著であることや、年齢別の不平等感をみると、若い世代が職場や地域で不平等を感じていることがわかります。また、個人的には家庭内での不平等感に男女差が大きいということが気になりました。これらの課題に対して、継続して取り組まれているものもあると思いますが、新たな取組がありましたら、教えていただきたいです。

⇒(事務局)49ページの重点課題4「困難な状況にある人への支援と多様性の尊重」を第5次計画で新たに追加しています。

【委員】基本的な考え方や取組は素案に沿って進めていくと思いますが、若い女性の転出や若い世代が職場・地域で不平等感を感じていること、家庭の不平等感について男性・女性で見方が違うこと等、まちの未来を考えると若い世代のアンケート結果等は大事になるので、施策を進める中で力を入れていただきたいと思います。

【委員】資料編のところに用語解説がありますが、「女性活躍推進法」と「男女共同参画センター」のところは、いずれも法改正がされているので、内容の修正をお願いします。「女性活躍推進法」は期間が延長されて2036年までとなり、「男女共同参画センター」は法的に位置づけされ、設置が努力義務化されています。ほかにも修正箇所がないか確認していただきたいです。

【委員】43ページのNO.31「男女間での暴力を許さない意識づくり・取組」のところで、中学生、高校生、大学生等の若年層に対して、デートDV防止啓発等を通して予防啓発・教育をしていくとのことですが、実際に高校生や大学生等の若年層には具体的にどのような取組を進めていく予定なのかをうかがいたいです。昨年度はできていなかったと思いますが、計画に入っている以上は何らかの方策があることだと思います。

⇒(事務局)市独自のものはありませんが、県のほうから学校にポスターや啓発ブック等が送付されているので、施設の掲示板に掲載するなどして、啓発していきたいと考えています。

【委員】啓発だけなら、それでいいですが、「教育」という言葉を使っているのが、別の方法がないといけないと思います。

⇒(委員)私も詳しいことはわかっていないのですが、人権擁護のほうで希望されるところには出前授業をおこなう話が進んでいます。県のほうにそのようなものがあると聞いています。

【委員】市としての計画なので、市として考えをまとめておいていただきたいです。

⇒(委員)今のは単なる情報提供になり、私はNPOとしてデートDVの出前講座で学校に行っています。施策を推進する際には念頭に置いていただくとありがたいです。

【委員長】 情報提供ありがとうございます。

【委員】 47 ページの No. 42「自主活動グループ・団体育成支援」のところに「活動するグループや団体」というのは、これは男女共同参画に関する団体なのですか。また、「育成していく」というのは、育成していく中で、意識を高めていくという意味で捉えて良いのかを教えてくださいたいです。

⇒（事務局） 市として様々な市民活動団体の支援をおこなっており、団体数は全体で 200 を超えますが、その中に人権に取り組む団体があるので、その団体への支援を進める中で男女共同参画づくりに向けた取組を深めていきたいと考えています。

【委員】 用語解説のところは、引用元があったほうが良いと思います。

【委員】 女性の家庭内での不平等の問題に関わるとは思いますが、現実問題として、介護を担っているのが女性にも関わらず、被介護者を入院させることや施設に入れることについての決定権がありません。地方ほど女性の決定権は少なく、自分が義理の親の介護をしているにも関わらず、ご主人やその親戚に相談しないと決められないという人が多くなっています。昔より少なくなっていますが、今も決定権のない女性はいます。また、お嫁さんよりも娘さんのほうに決定権がある場合が多く、その方が話が進みやすいという現状があるため、娘さんとお嫁さんとの立場の違いも頭に入れていただきたいと思います。最近、年配の女性から、奥さん宛の郵便物をご主人が勝手に開けて読んでいることを聞きました。何十年もそのような生活なので、奥さん自体も悪いと思っていませんでしたが、私自身の感覚からするとひどいことだと思いました。新聞の人生相談の中で、何十年もご主人が奥さんの貯金を勝手に下ろし使っているということについて相談されている方がいました。昭和のお嫁さんの立場がとても弱い状況であり、それがずっと続いていると思います。令和においても、女性の介護や子育ての負担が続いていることを考えると厳しい状況が続いていると思います。地方から女性が流失していることについて、読売新聞の令和 7 年 11 月 15 日（土）の記事に、「地方では無意識の思い込みなどにより、女性が個性や能力を発揮することが難しい状況に置かれている」ということが書かれていました。また、アンコンシャス・バイアスの解消を広げていかないと駄目だが、現状は広がりがいまひとつなので、この考え方が広がらない限り、地方から女性が流出するということも書かれていました。職場でも女性のほうの給料が低かったり、思うような仕事に就けないことがあるので、女性だけの頑張りではなく、男性も考え方を変えるなどして、理解していただくための工夫をしないと解決しないという思いがあります。

## 5. その他

（事務局） パブリックコメントを 11 月 26 日から 12 月 16 日まで実施して、市民の意見を計画に反映させたいと考えています。そして 1 月中旬に開催予定の第 3 回審議会で確認していただき、委員長から市長に答申していただくこととなります。

## 6. 副本部長（教育長）あいさつ

## 7. 閉会